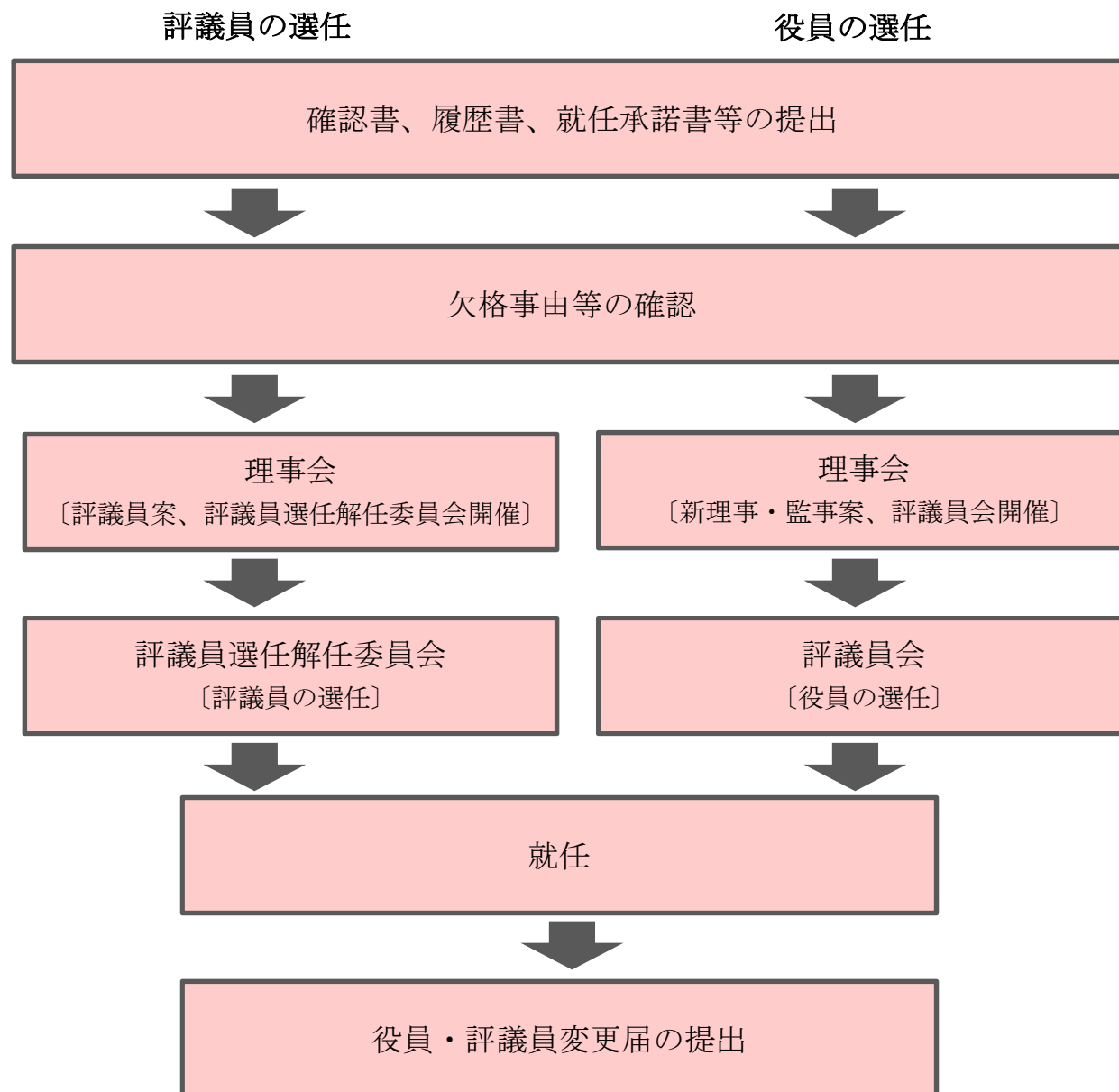


評議員・役員選任手続きフロー【例】

(参考資料)

※一例ですので、実際には法人で定めている定款
施行細則等に徙い行ってください。



備考

就任承諾書については、選任より前か選任された当日に受け取ることが望ましいとされています。
(「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項」についてに関するQ&A(平成29年2月6日改訂版)問44-6)

役員任期の起算点は就任時ではなく選任時となります。
(「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項」についてに関するQ&A(平成29年2月6日改訂版)問33)